

各分野における主な提案品目及び検討方針等について（案）

1. 各分野における主な提案品目について（資料 4 - 2 別紙参照）

特定調達品目に係る新規の提案品目や既存品目の判断の基準等の見直しに関する提案募集を実施（5月23日から6月17日の約1ヶ月間）したところ、資料 4 - 1 に示したとおり、物品 16 品目、役務 7 品目、公共工事 10 品目¹の計 33 品目の提案があった。

2. 提案品目及び提案内容に係る検討方針等

各品目の提案内容及び留意点等を踏まえた物品・役務の現段階における検討方針等は、以下のとおりである。

なお、今後、必要に応じて提案者に対する追加資料の提出依頼、ヒアリングの実施等を行い、提案品目の環境負荷低減効果、供給状況等を調査・確認し、新規の追加・判断の基準等の見直しについて検討するものとする。

（1）紙類

- コピー用紙及び印刷用紙
 - 総合評価指標において、指標項目である「その他の持続可能性を目指したパルプ」の重み付けを森林認証パルプ、間伐材パルプと同一にすべき
 - ➔ 平成 25 年度に設置した「古紙の定義等に係る専門委員会」において紙類の総合評価値の算定に係る指標項目及び重み付けについて検討を行い、現行の考え方が適切と判断

（2）家電製品

- 電気便座
 - 瞬間式温水洗浄便座（パブリック向け）のエネルギー消費効率に係る判断の基準に設定されている経過措置について、今後とも判断の基準を満たす製品の供給が少ないことから経過措置の記述を削除し、緩和された判断の基準とすべき
 - ➔ パブリック向け瞬間式温水洗浄便座のエネルギー消費効率の基準については、設備の電力容量の制限（多連で設置する場合）から、省エネ法多段階評価制度に基づく☆☆☆☆相当の基準を緩和し、経過措置として☆☆☆以上としているところ

¹ 他にロングリスト掲載品目への追加提案 19 品目

- 市場動向及び今後の製品開発の状況を確認の上、見直しの必要性について検討

(3) 照明

○ CCFL 蛍光灯

- CCFL を光源とした、省電力及び長寿命の省エネ型蛍光灯、電球、非常灯、イルミネーション（看板灯）等のランプ全般の新規提案
 - 省エネルギー、長期使用等の環境負荷低減効果の確認、JIS 等の規格が策定されていないことから性能面、品質面の確認方法等の検討が必要

(4) 制服・作業服

① 植物由来 3GT 繊維（BIO-3GT）を使用した制服・作業服

- 現行の判断の基準における「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」として、植物由来 3GT 繊維の使用を判断の基準に追加する提案
 - 比較対象の妥当性、LCA 的検討などの評価・検証が必要

② 作業用反射ベスト

- 100%再生ポリエステルメッシュを使用した作業用反射ベストの特定調達品目としての提案
 - 調達する機関が限られている可能性がある等、国等の機関における調達実績等の確認が必要

③ 帽子用消臭抗菌吸湿具

- 竹繊維・竹炭を使用した帽子用汗止めパッドの特定調達品目としての提案
 - 環境負荷低減効果、市場への供給状況、国等の機関における調達実績及び調達可能性等の確認が必要

(5) その他繊維製品

○ 植物由来 PET 繊維（BIO-PET）を使用した靴・履物

- 現行の判断の基準における「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」として、植物由来 PET を使用したものを特定調達品目とすることを提案
 - 国等の機関における調達実績等の確認が必要

(6) 作業手袋

○ 植物由来 PET 繊維（BIO-PET）を使用した作業手袋

- 現行の判断の基準に「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」として、植物由来 PET を使用したものを追加提案（判断の基準等の見直し）

→ 判断の基準を満たす製品の供給状況等について確認が必要

（７）災害備蓄用品

○ 非常用電源

- 非常時利用のために長期間保存可能な携帯電話用電源
 - 環境負荷低減効果、国等の機関における調達実績、市場への供給状況等の確認が必要

（８）役務

① 印刷

- 「古紙リサイクル適性ランクリスト」の B ランクの紙も印刷物の材料として使用可とすべき
 - 「紙」から「紙」へのリサイクルを一層促進するために、国等の機関は、原則として「古紙リサイクル適性ランクリスト」の A ランクの印刷資材を使用することとしている。なお、「古紙リサイクル適性ランクリスト」の検討状況を踏まえ、印刷の判断の基準等への適切な反映を図る
- 「古紙リサイクル適性ランクリスト」に「板紙」を追記することを提案。また、カレンダー等で綴じ部以外が切離される場合は、各紙へリサイクル適性を表示するよう、判断の基準の見直しをすべき
 - 関連する製品の実態を確認の上、対応を検討

② 食堂、庁舎管理（清掃）

- 業務に使用する洗剤の原料として廃油又は動植物油脂を使用している場合、廃油の最低配合率を設定するとともに、廃油以外の原料については合法性の確認をすべき
- 廃油又は持続可能性が確認された動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんの使用を判断の基準に追加すべき
 - 廃油の使用に関して最低配合率を設定した場合の市場における供給状況及び今後の供給見込みの確認、他の原料に係る合法性の確認方法の検討が必要（現行の判断の基準においては、食堂については石けん等に関する基準は未設定、清掃については、廃油又は動植物油脂を原料としたものを使用することと規定）

(9) その他（現行の分野以外又は各分野・品目横断）

① 電力

- 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの割合、二酸化炭素排出係数等を考慮した、地域ごとの得点配分による裾切りにより評価することを提案
 - ➔ 国等の機関においては、環境配慮契約法に基づく裾切り方式により調達を実施しているところ

② 木材・木材を原料とする製品の合法性確認

- 本年5月に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づき、合法性が確実な木材・木材製品を調達するとともに、現行の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」については、同法に対応するよう適切に変更すべき
 - ➔ 現行のガイドラインによる運用上の課題の有無等の検討が必要